

平成26年度 第10回 西宮市農業委員会総会議事録

1、開催日時：平成27年1月20日（火）14時30分から14時51分まで

2、開催場所：西宮市役所東館701会議室

3、出席委員（15人）

会長	1番	吉田 昭光
会長職務代理者	2番	坂口 文孝
委員	3番	上向井 賢二
	4番	佐藤 みち子
	5番	岡田 義治
	6番	茶谷 勝視
	7番	大前 輝雄
	8番	松本 俊治
	9番	森畑 義明
	10番	奥村 幸弘
	11番	丸 幸良
	12番	松田 秀夫
	13番	二本松 義人
	14番	高田 孝
	15番	前田 豊

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 16 号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

議案第 17 号 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明交付の件

報告第 34 号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の件

報告第 35 号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第 36 号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第 37 号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	増田 俊也
係長	水田 正清
主事	北島 知晶

議長 委員の皆様、本日はご苦労様でございます。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

委員一同 それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

議長 (異議なし)

議長 異議なしとのことでございますので、14番 高田委員と、15番 前田委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、これより議案審議に入ります。まず、議案第16号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。まず1番目について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。議案書1ページの、議案第16号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」の番号1について、次のとおり西宮市農業委員会に対して許可申請書が提出されたので、許可の可否について決定を求めます。

【議案第16号番号1を議案書、別添資料をもとに朗読】

なお、別添の調査書にあるとおり、許可できない場合を定めた農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。次に、地元委員の説明をお願いいたします。岡田委員、お願いします。

岡田(5番) 議案第16号の1についてご説明いたします。日野町の申請農地は、添付の地図でもお分かりいただけたと思いますが、阪急神戸線北側沿いの日野町集会所のすぐ西にあります。当該農地は、イチジクの木が1本植えられている小さな畑で、譲受人の耕作する農地と隣接しております。申請農地は、農地法第3条の規定に基づき農地のまま所有権を移転するものです。譲受人については、中新田農会に所属しており、この申請農地と隣接した農地や、その周辺においても耕作をしており、生産意欲も高く、下限面積、通作距離等の条件も満たしていますので、許可をしても問題は無いと考えます。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明が終わりました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第16号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」の1につきましては許可することにご異議ございませんか。

委員一同
議 長 (異議なし)
ご異議がないようでございますので、議案第16号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」の1につきましては許可することにいたします。

議 長 続きまして2番目ですが、本件につきましては、高田委員が除外の対象となりますので、退室をお願いします。
(高田委員 退室)

議 長 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、ご説明させていただきます。議案書1ページの、議案第16号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」の番号2について、次のとおり西宮市農業委員会に対して許可申請書が提出されたので、許可の可否について決定を求めます。
【議案第16号番号2を議案書、別添資料をもとに朗読】
なお、別添の調査書にあるとおり、許可できない場合を定めた農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に、地元委員の説明をお願いいたします。
前田委員、お願いします。

前田(15番) 議案第16号の2についてご説明いたします。鷲林寺町の申請農地は2ヶ所あり、添付の地図でもお解かりいただけたと思いますが、阪急・阪神バス鷲林寺停留所の東と西にそれぞれすぐのところにあります。本申請は、父から子への生前贈与を目的として、農地法第3条の規定に基づき農地のまま所有権を移転するものです。耕作の状況としては、従前から家族で行っていて変わるものではなく、許可をしても問題は無いと考えます。以上で、説明を終わります。

議 長 地元委員の説明が終わりました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同 (質問、意見なし)

議 長 なければ、議案第16号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」の2につきましては許可することにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第16号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」の2につきましても許可することにいたします。
(高田委員 入室)

議 長 続きまして、議案第17号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第17号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」でございますが、議案書2ページに1件ございます。

【議案書朗読】

主たる従事者であった二軒谷 伊市氏は平成26年3月6日に享年92歳でお亡くなりになり、誠氏が当該農地を相続することになりましたが、当該農地を維持することが困難になったため、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取申出するにあたって、農業委員会に対し被相続人が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものです。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。次に、地元委員の説明をお願いいたします。茶谷委員、お願いします。

茶谷(6番) 議案第17号についてご説明いたします。名塩東久保の申請農地は、添付の地図でもお解かりいただけたと思いますが、位置的には、中国自動車道と国道176号線との中間のところにあります。農地は、耕作地として適正に管理されています。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第17号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第17号につきましては、証明書を交付することといたします。

議長 続きまして、これより報告案件に入ります。まず、報告第34号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第34号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」でございますが、議案書3ページに1件ございます。

【議案書朗読】

当該申請は西宮市農業委員会に平成26年10月31日付けで提出され、同年11月20日に第8回西宮市農業委員会総会において許可相当として意見書を兵庫県知事に送付していたものが、許可されたものです。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (質問なし)

議 長	質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。
	続きまして、報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。
事 務 局	報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書4ページに1件ございます。
	【議案書朗読】
	当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。
議 長 委員一同	事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。 (質問なし)
議 長	質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。
議 長	続きまして、報告第36号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。
事 務 局	報告第36号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書5ページに2件でございます。
	【議案書朗読】
	農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりますので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。
	事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
委員一同	(質問なし)
議 長	質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。
議 長	続きまして、報告第37号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	報告第37号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」でございますが、議案書6ページに1件ございます。
	【議案書朗読】
	申請地は12月25日に現地調査をした結果、肥培管理を適正にされていることを確認しました。申請人は農家台帳により年97日農業従事しており中心的な存在であることを確認しています。また、添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、証明書を交付しましたので報告します。
議 長	事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
委員一同	(質問なし)
議 長	質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。
議 長	以上を持ちまして、本日予定いたしておりました議案審議並びに、報告案

件はすべて終了いたしました。これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

上記議事録を正当と認め署名す。

議長：

委員：

委員：